

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 ISビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

新年度チェックリスト

いよいよ新年度がスタートします。以下に新年度に行う業務のチェックポイントを紹介していますので、この機会に御社にあてはまる項目につきまして、チェックをされてはいかがでしょうか。

- 新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
- 従業員の扶養親族の状況確認(就学・就職)、家族手当の見直し
- 従業員の緊急連絡先・保証人の見直し(特に単身者の方)
- 通勤経路の確認
- マイカー通勤申請書の更新、任意保険の確認
- 雇用保険免除者のチェック**
(⇒4月1日現在で64歳以上の方は雇用保険料がかかりません)
- 今年度、介護保険料対象者のチェック(40歳、65歳)**
(⇒満40歳に達した月から徴収開始、満65歳に達した月から徴収なし)
- 中退共の掛け金の見直し
- 従業員のお子様で**20歳の学生の方の年金確認**
(⇒学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請をすることができます。
申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金が受けられなくなるばかりでなく、万一の病気や事故の際に、障害年金が受けられなくなる場合があります。)



所員のつがやき ~中村~ 私の至福の時間

私はこれまで何度か引っ越しを経験し、その結果、「モノは増やさない」「ないモノは作る」という心境に至りました。特に衣類は、季節の変わり目や、年末の大掃除には、どんどん捨てるようにしています。もちろん、ただ捨てるばかりではなく、切って物干し竿拭きや、水回りに置いて蛇口を拭いたり、と言った古典的(?)なものから、袖と裾を縫い付けて普段のお買い物袋にしたりして、再利用もしています。

日曜大工も大好きで、味気ない白い壁紙を鹿柄に張り替えたり(夫には不評でした・・・)、コンソールテーブル(写真上)を作ったり。

最近、作ったモノは、玄関の姿見の台(写真下)です。靴まで見える姿見を置きたかったのですが、お店にあるのは、どれも幅を取るものばかり。賃貸物件なので、壁に穴を開けて吊るすこともできず、それならばと自分で作ることにしました。

私にとってモノを作る醍醐味は、いかに機能的で、いかに手間をかけずローコストで仕上げるか! です。なので、ホームセンターに行ってお安い材料を見つけては、そのままDIYコーナーで作り出します。Googleをつけて、電ノコをブンブン鳴らすと、ワクワクしますね。

そして何より、楽しみなのがー仕事終えたあとの一杯です。最近は日本酒なら『作』、『満寿泉プレミアム大吟醸』、ワインなら洞爺湖サミットでも振舞われた『月浦』がお気に入り。(結局のところ、モノ作りが楽しいのか、その後の晩酌が目的なのか・・・?)

多少、不格好でも収まるべきところにジャストフィットした作品を見ていると、大量生産物にはない、人のぬくもりを感じる品物は、作り手の思いと共に長く愛用したいと思うようになりました。



助成金情報や法改正情報を**無料**で手に入れられる

アプリはこちらから!

Androidの方

iPhoneの方

